

沿道掘さくのご案内

道路法 44 条の規定に基づき、杉並区が定めた沿道区域内を掘削する場合は承認が必要です。

◎杉並区が定めた沿道区域は、下表のとおりです。

道路総幅員	沿道区域	沿道区域図
20m以上	5m	<p style="text-align: center;">道路境界線 ←</p>
6m以上 20m未満	3m	<p style="text-align: center;">道路境界線 ←</p>
6m未満	道路総幅員の 1/2	<p style="text-align: center;">道路境界線 ←</p>

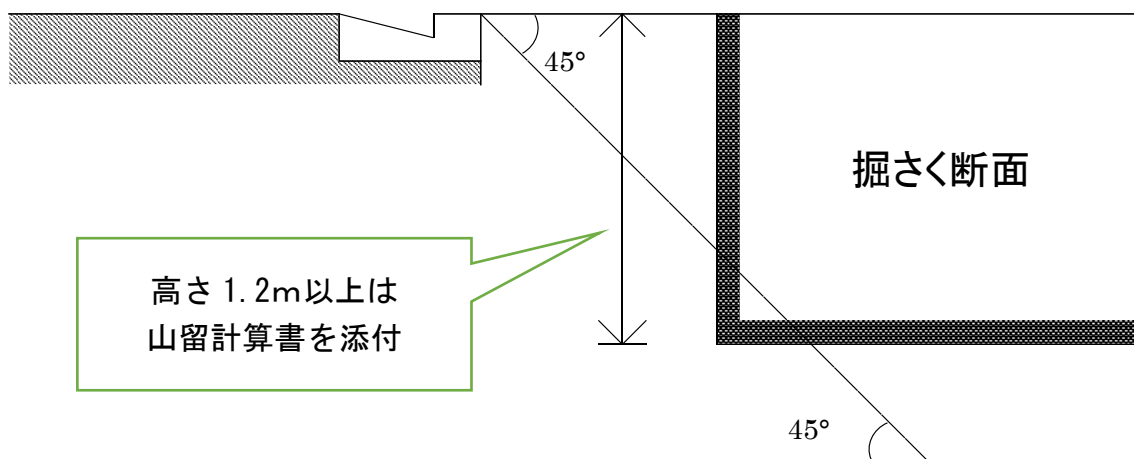
ただし、次の各号の一にあてはまる場合を除きます。

- ① 道路の屈曲部でその中心半径 10m未満の場合は、その内側は屈曲部分については 10mとする。
- ② 並木または密生した樹木もしくは竹林等が路傍にある場合は、その側は 10mとする。
- ③ 道路に隣接して高擁壁がある場合は、その側は擁壁高の 1.5 倍とし、最大 20mとする。
- ④ その他、道路に隣接して危険な場所がある場合は、その側は 20mとする。

◆沿道掘さく承認申請書提出に際しての留意事項

沿道区域内の深さ 0.5m以上掘さくする場合に許可が必要です。

- ① 掘さく断面が路端から 45° の線内に入る場合（下図参照）は、山留を施工してください。
なお、山留の高さが 1.2m以上の場合は、山留計算書を添付してください。



- ② 掘さく平面図及び掘さく断面図について
- ・道路境界線より掘さく位置までの距離及び掘さく深さを明示してください。
 - ・道路の現況幅員及び認定幅員を明示してください。
- ③ 工事施工前の道路現況写真について
- ・側溝（L型側溝・U型側溝）のある道路は、側溝付近一帯を写してください。
 - ・写真は、台紙等（A4）に貼って提出してください。

【問い合わせ先】

杉並区役所 都市整備部 土木管理課 占用係 電話：03-3312-2111（内線 3413）